

第15号議案

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「(当該市町村民税を免除された者を含む。)」を「, 当該市町村民税を免除された者又はこれらに準ずる者として規則で定める者のいずれか」に改める。

(1) 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例（昭和46年4月条例第13号）
第2条第4号

(2) 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）第
3条第2項第2号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 新条例（この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例をいう。以下同じ。）の規定を施行するために必要となる申請、資格の認定その他の行為は、施行日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

理 由

高齢期移行者医療費助成の対象者の範囲及び重度障害者医療費助成の助成の範囲を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号（規則で定める特別の理由があるときは、第3号及び第4号を除く。）のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

(4) 対象者並びに対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者を含む。）であること。

(5), (6) 略

，当該市町村民税を免除された者又はこれらに準ずる者として規則で定める者のいずれか

(参考 2)

神戸市重度障害者医療費助成に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(助成の範囲)

第3条 略

2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療，薬剤の支給又は手当を行う病院，診療所，薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日（誕生日が2月29日

，当該市町村民税を免除された者又はこれらに準ずる者として規則で定める者のいずれか

である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。)の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ 略

3～8 略